

令和5年度事業計画書

1 運営方針

令和5年度は、一般財団法人として、交通事故防止を目的とした安全な交通安全用品（非金属製及びケーブル式タイヤチェーン）の検査検定の充実に努め、国民への一層の普及を図っていく。

令和4年度も新型コロナウイルスの感染拡大に伴う情勢は継続しているが、各種対応により社会経済活動は正常化しつつある。

また、令和3年秋からラニーニャ現象が継続しており、令和4年度も、全国的に降雪は見られたものの、都心部ではほとんど降雪がなく、タイヤチェーンの販売数は前年度並みであった。気象庁の発表によると、ラニーニャ現象は終息して平常の状態になる可能性が高いとのことであり、今年度は降雪量が減少することが見込まれる。

これら情勢を踏まえつつ、引き続き交通安全用品の普及及び業務の効率化に努めるものとする。

2 各種会議開催予定

(1) 理事会

ア 第48回理事会（令和5年5月11日）

イ 第49回理事会（令和5年5月26日）

ウ 第50回理事会（令和6年3月下旬）

(2) 評議員会

定時評議員会（令和5年5月26日）

(3) 認定委員会

ア 第66回認定委員会（令和5年11月中旬）

イ 第67回認定委員会（令和6年3月中旬）

3 事業計画

(1) タイヤ滑り止め装置の認定

ア 10月末日を申請締め切りとし、申請者に対しては、必要な事前指導等を行う。

イ 認定試験の実施

令和6年1月中旬に北海道（士別市）において実施する（予定）。

ウ 認定の証明

(ア) 認定委員会による認定試験成績の合否判定の後、理事会の承認を受ける。

(イ) 合格品に対し、認定証の発行を行う。

(ウ) 合格した認定品本体に認定番号を記載した「認定票」を表示させるとともに、包装容器外側に「認定マーク（シール）」を貼付させる。

エ 令和5年11月に開催する認定委員会において、認定試験基準及び実施要領等について審議するとともに、同6年3月に開催する同委員会において、令和5年度認定試験の合否判定を行う。

(2) 認定品の更新及び取消し

ア 認定有効期間（2年間）を経過する認定品について、更新事務を推進する。

イ 認定取消し

(ア) メーカーが認定品の製造廃止を届け出た場合は、取消し事務を行う。

(イ) 長期間製造しない認定品については、取消し処分事務を推進する。

(3) 認定品の普及等広報活動の推進

ア 令和5年度の認定取消し及び既認定品の一部仕様変更等の整理を行い、これに基づき「認定製品一覧表」を改訂し、冬期の交通指導関係者及び道路管理者等に対しこれを配付して、認定品の種類及び性能等について周知を図る。

イ 以下の認定品の特性を広報することにより運転者等への周知を図る。

(ア) 金属チェーンと比較して、着脱の容易さや耐久性が優れているとともに、道路損傷の度合いが少ないことから、積雪時の高速道路上のトンネル手前でのチェーン着脱の必要がないこと。

(イ) 起伏の多い道路や、高速道路の本線、ジャンクション、サービスエリア等における降雪、路面凍結時に余裕を持って走行できること。

(ウ) 高速道路の降雪時等の制限速度 50 km/h に対応する速度性能を有していること。

(エ) 国交省・警察庁が公布した、大雪時のチェーン装着の義務化に対応するものであること。

ウ 高速道路株式会社、地方の安全運転管理団体等が実施する交通安全運動に積極的に協力し、冬期における滑り止め装置の有効性・必要性について啓蒙し認定品の普及を図ることにより、道路交通の安全、円滑に寄与する。